

国民健康保険税 納税通知書と 後期高齢者医療 保険料決定通知書・ 納入通知書を送付します

平成27年度の国民健康保険税納税通知書は国民健康保険の被保険者のいる世帯主に、後期高齢者医療保険料決定通知書・納入通知書は被保険者全員に、それぞれ7月上旬から中旬までに送付します。

- 国民健康保険税：保険料率など(表1)のうち課税限度額の見直しを行いました。
- 後期高齢者医療保険料：保険料率など(表2)は、昨年度と同額です。
- ▽ 問合せ
● 国民健康保険税に関する事
： 保険年金課保険係
- 後期高齢者医療保険料に関する事
： 保険年金課後期高齢者医療係

表1 国民健康保険税率など

	医療分	支援分	介護分
所得割額	賦課の基となる 所得金額×4.63%	賦課の基となる 所得金額×1.62%	賦課の基となる 所得金額×1.53%
資産割額	7.5%		
均等割額	1人当たり20,000円	1人当たり9,000円	1人当たり12,000円
平等割額	1世帯当たり10,800円		
課税限度額	52万円	17万円	16万円

(注) 賦課の基となる所得金額とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

(注) 資産割額は、固定資産税額のうち土地と家屋に係る部分の税額に税率を乗じます。

(注) 介護分は、40歳から64歳までの方が対象です。

表2 後期高齢者医療保険料率など

均等割額	所得割額	保険料限度額
1人当たり 42,200円	賦課の基となる 所得金額×8.98%	57万円

(注) 賦課の基となる所得金額とは、表1国民健康保険税率などの(注)と同様です。

あきる野市教育大綱(案) に対する意見を募集します

教育大綱は、平成27年4月1日に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

この教育大綱(案)について、多くの意見を反映させるため、皆さんの意見を募集します。

- ▽ 閲覧場所 情報公開コーナー(市役所4階)、企画政策課、五日市出張所、中央公民館、各図書館
- ※市ホームページにも掲載しています。

▽ 意見の提出方法 7月15日(水)までに、A4用紙などに、意見と住所、氏名、電話番号を記入し、送付してください(直接提出、ファックス、メールでも受け付けます)。

※電話での受付はしません。

▽ その他 提出された意見は、個人を特定できないように編集し、概要などを公表します。個別に回答はしません。

▽ 提出・問合せ 企画政策課(〒197-0814 二宮350、☎558・1113、☒010101@akiruno-inf.o.tokyo.jp)

介護保険 負担限度額 認定証を 更新します



介護保険施設に入所するかショートステイを利用する場合、所得により負担の限度額を定め、食費・居住費が一定の割合で減額となる認定証を発行しています。

現在お使いの認定証の有効期限は、7月31日までです。引き続き対象となる方は更新の手続きをしてください。なお、平成27年8月から、対象者の要件に配偶者の所得額や本人・配偶者の預貯金額などの要件が追加されます。

▽ 認定証の更新 現在、認定証

情報公開制度・ 個人情報 保護制度の 利用状況

情報公開制度は、市が保有する情報の公開を求める権利を保障し、透明で開かれた市政を実現することを目的とした制度です。

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な取扱いを定め、市民の権利利益を保護し、情報の開示、訂正などを求める権利を保障する制度です。平成26年度の市政情報の公開請求(申し出)、個人情報の開示請求などの状況は、別表1から別表3までのとおりです。

別表1 実施機関別の市政情報公開請求(申し出)件数

実施機関	主管課	件数
市長	総務課	1
	契約管財課	1
	課税課	7
	生活福祉課	2
	高齢者支援課	1
	建設課	2
	管理課	1
教育委員会	指導室	1
合計		16

別表2 市政情報の公開・非公開などの処理状況

区分	公開	一部公開	非公開	取下げ
義務的公開	4	2	0	0
任意的公開	2	7	0	1
合計	6	9	0	1

※任意的公開…市政情報の公開を請求できるもの以外からの申し出に対する公開とあきる野市情報公開条例の施行前に作成・取得した市政情報の公開

別表3 実施機関別の個人情報開示請求件数と開示・非開示などの処理状況

実施機関	主管課	件数	開示	一部開示	非開示	取下げ
市長	障がい者支援課	1	0	1	0	0
	子育て支援課	1	0	1	0	0
	健康課	1	1	0	0	0
教育委員会	指導室	1	1	0	0	0
合計		4	2	2	0	0

選挙の投票立会人を 募集します

10月4日に予定されているあきる野市長選挙など平成27年度

▽ 対象の介護保険施設 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設

▽ 手続きに必要なもの 申請用紙、預金通帳などの写し、現在お使いの介護保険負担限度額認定証、介護保険被保険者証(新規のみ提示)

▽ 問合せ 高齢者支援課介護係(直通558・1969)

中に行われる選挙の投票立会人を募集します。

▽ 投票立会人の仕事 有権者の代表として投票が公正、適正に行われるよう監視します。

▽ 選挙当日の投票立会人 時間：午前7時～午後8時

▽ 選挙当日の投票立会人 場所：応募した方の投票区の投票所

▽ 申込み方法 7月17日(金)までに、選挙投票立会人登録申込書に記入し、直接申し込んでください。

▽ その他 申込書は、選挙管理委員会事務局で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

▽ 申込み・問合せ 選挙管理委員会事務局